自治体における予算編成システムの改革 - 枠配分方式の導入に向けて -

公共経営コンサルティング部 研究員 今井 久志

1.はじめに

予算編成権限を財政部門から事業部門に委譲しようという試みが、地方自治体の間で急速な広がりをみせている。予算編成にあたって、事業部門にあらかじめ一定額の予算枠を提示し、その範囲内で予算要求が行われれば、原則として財政部門による個別事務事業の査定は行わないという「枠配分予算制度(枠配分方式)」である。

「会計検査情報(平成15年7月17日号・ 官公庁通信社発行)」に掲載された、全国の市 及び特別区を対象に実施したアンケート結果 によれば、導入済みが20%、検討中が36% と、実に半数以上の市及び特別区で、すでに 枠配分方式を実施または検討中ということで ある。

本稿は、枠配分方式の概要と課題を整理し、 より実効性の高いものとしていくためのポイントについて述べるものである。

2. 枠配分方式の意義

なぜ、ここ 1、2 年、これほどまでに枠配 分方式が注目を浴びているのであろうか。

もっとも大きな要因は、やはり自治体の厳 しい財政事情にある。財政状況が一段と悪化 する中で、従来のシーリング手法による事務 事業予算の一律削減と財政部門による一律の 査定が限界に達しているというわけである。

しかし、ただ財政難を乗り切るためだけで あれば、むしろこれまで以上に集権的、一元 的に財政規律を確保した方がいいという考え 方も成り立つ。

それでもなお、枠配分方式を導入すること の意義については、下記の点があげられる。

1)スクラップアンドビルドの促進

第一に、枠配分方式は、事業のスクラップ アンドビルドを促すシステムである。

従来の財政部門による査定では、事業部門 が必要であると主張する事業を一方的に廃止 することや狙い撃ち的にある事業だけを削減 することは通常難しく、一方で事業部門とし ても、自主的にある事業を廃止、縮小したと してもその分予算を削減されるだけで何のメ リットもないため、廃止に伴う政治的・事務 的コストを負担してまで事業を廃止しようと いうインセンティブは働かなかった。その結 果、役目を終えた事業や効果のあがらない事 業がいつまでも残ることとなり、その分、各 課が知恵を絞った新規事業ほど優先的に査定 で落とされることが多くなる傾向があった。 まして、事業のダイナミックな組み替え等が 行われることは皆無に等しく、予算の硬直化 を招いていた。

枠配分方式では、不要な事業を廃止した分、 各部局の判断で新規事業に予算を回すことが 可能となることから、事業の廃止・新規立案 が柔軟に行われることが期待される。

2)事業部門の視点に立った効率的かつ効果 的な行政運営

第二の意義として、効率的かつ効果的な行 政運営を図ることである。 歳入の増加が期待できない状況下では、ある事業に予算を厚く配分するには、ほかの事業を削って必要な予算を捻出するしかない。しかし、従来のシーリング手法では、真に必要性が高く、重点的、戦略的に推進すべき事業も一律に予算をカットされてしまうという懸念があった。

枠配分方式の導入により、より現場に近く 精度の高い情報を有している事業部門が主体 的に事業の方向性についての判断を行うこと で、財政担当部門が行うよりも、効率的、か つ、効果的な資源配分が可能となり、ひいて は行政サービスの向上につながることが期待 される。

3)自主性・自律性の確保とコスト意識の向上第三に、各部局の自主性・自律性の確保と職員のコスト意識の向上を図ることである。

財政部門による査定方式では、各部局は部の予算を最大化することに注力し、後は財政部門による査定の結果待ちという受身の姿勢がみられた。そのため、各部局の担当職員も、総じて財政状況に対する危機感が薄くなりがちで、また、危機感は感じていたとしても対策を考えるのは管理部門の仕事で自分には直接関係ないと割り切ってしまう傾向があった。

枠配分方式では、各部局が自らの権限と責任で予算を編成する必要が出てくるため、自主性と自立性が確保されると同時に、各担当職員も身近で予算が編成されることになり、財政状況や事業コストに対する意識が向上することが期待される。

3. 枠配分方式の手法

一口に枠配分方式といっても、実は様々な 形態があり得る。特にどのような経費を予算 枠の対象とするかが大きな争点で、導入済み の自治体の中でも扱いが大きく異なっている。

1)配分する経費の選定

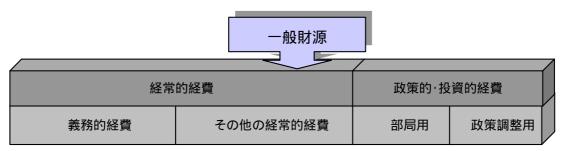
経常的経費と政策的経費

自治体の収入は、大きく一般財源と特定 財源に分けられる。特定財源は国の補助金 等、特定の事業のための財源であるため、 通常、枠配分の対象としない場合が多い。 そこで一般財源に対して予算枠を設定する ことになるが、どのような経費を枠配分の 対象とするかについては、図表1で示すよ うにいくつかのパターンがあり得る。

これまでの自治体における導入実績をみると、義務的経費を除いた経常的経費に対して、枠を設定している事例とこれに配分ではとの政策的・投資的経費を加えて配分の対象としている事例が多い。各部の余地が大きいう点からするよりを変あいた方がいいということになるが、意識のでは、自主性・自律性の確保とコスト意識のという点からすると、義務的経費も対象に含めて総枠として配分することが、制度的にもすっきりし効果が高いと考えられる。

導入の順序としては、取り組み当初は義務的経費を除いた経常的経費を対象とし、枠配分方式に慣れてきた段階で、あるいは体制が整った段階で、順次、政策的経費も対象としてい現かという。また、ほかにも、現がある。また分に一番問題がある。がある。例えば、景気対策により膨らに導入するというに優先的に枠配分を導入するといった場合である。

図表 1 枠配分方式の対象とする経費による区分



	種類	番号	概要
Α	義務的経費を除く 経常的経費枠方式		施設管理費等の準義務的経費や経常的な一般事務事業経費 が対象
В	経常的経費枠方式	`	人件費、扶助費、公債費等義務的経費も含めた経常的経費 全般が対象
С	総枠方式	\ \	政策調整枠を除いた全事務事業費が対象
D	義務的経費を除く 総枠方式	`	義務的経費及び政策調整用の枠を除いた事務事業費が対象
Ε	政策的·投資的 経費枠方式		単独部局の判断で実施する政策的・投資的経費が対象
F	政策調整枠方式 (コンペ枠方式)		首長が政策的な判断をもとに実施する政策的・投資的経費が対象。首長に対するプレゼンでの事業費獲得枠としている場合が多い。

人件費の扱い

人件費は、義務的経費として枠配分の対象から除かれることがほとんどである。これは、人件費は固定的な費用であり、単年度での縮減の余地はほとんどないため、枠配分方式には向かないと考えられているからである。しかしながら、人件費を枠配分に含めた場合、各部局が自主的に職員を削減すれば、その人件費分を事業費に振り替えることができたり、予算枠に積み増したりできることとなる。

この点、こうした方式を採用する足立区 や文京区の取り組みが参考になろう。もっ とも、この場合、同時に人員配置に関する 権限も大幅に部局長に委譲することが必要 である。なぜなら、ただ単に人員を削減す るだけでなく、削減しても最適な定員配置 によりカバーできる体制をつくるための権 限が必要であるからである。

政策調整枠の設定

各部局に配分する予算枠とは別に、プロジェクト事業や部局横断的な事業のための予算を、別枠として確保するかどうかということも検討事項の一つである。ほかにも、首長に対するプレゼンテーションでの事業費獲得枠として設定している自治体もある。

2)配分金額の決定方法

金額の決定方法

配分金額の決定方法については、前年度 比 %減という形でシーリングを設定した 上で、各部局に予算枠を提示している自治 体が多い。ただし、前年度実績だけに頼る と、事業が完了した場合や逆に新たに法律 等により支出が義務付けられたような場合 は、前年度実績だけからでは予算枠に反映 させることはできない。

これらは、事前のヒアリング等を通して 財政部門でその概要を把握し、きちんと予 算枠にも反映させることが必要である。ま た、特に政策的・投資的経費の配分枠の決 定にあたっては、施政方針に関わる事項で あることから、首長をはじめとする幹部ク ラスから構成される経営会議の場で決定さ れることが望ましい。

歳入見込みの不確実性

配分金額の決定にあたって、もう一つ直面する壁が、歳入見込みの問題である。枠を事業部門に提示する時期が早ければ早いほど、歳入見込みも不確実性が高い。そこで、あらかじめ歳入を少なめに見積もった上で、配分金額を決定することが必要であるう。

最終的な予算編成の段階で歳入に余裕が 生じた場合は、その余裕分を首長が政策的 に使える調整枠に回したり、基金として積 み立てておく等の対応が考えられる。

3)インセンティブの設定

執行段階での工夫により、決算が黒字になった場合、黒字分の何割かを翌年度の予算枠に追加するといったインセンティブ制度を導入することも非常に有効である。実際、枠配分方式とセットで導入している事例も多くみられる。これにより、必ず予算を使い切ろうとする弊害を少なくし、執行段階においても

事業部門の創意工夫を生かした効率的な事業 運営をしようというものである。

4. 枠配分方式の課題と実効性を高めるための仕組み

枠配分方式では、原則として部局内で予算 編成が行われることになるが、実際の運用状 況をみると、部局内でもやはり事務事業のス クラップアンドビルドができず、予算編成が うまく機能しないという事例が、少なからず みられる。

各部局における予算編成を可能にするための仕組みが併せて構築されていなければ、結局、各部局の予算担当者が重荷を背負うことになってしまい、財政課の責任放棄にしか取られかねない。また、事務事業の担当者からみても、査定担当者が部内の部屋にいるか、財政部門の部屋にいるかの違いにしか映らないし、実態としてもそうだということになりかねない。

では、部局での予算編成を可能にし、枠配 分方式の実効性を高めるには、どのような仕 組みが考えられるであろうか。

1)戦略計画策定

部局内での予算編成にあたっては、全市的な観点からの調整はあるにしても、部局長の判断が大きく予算に反映されることになる。したがって、部局長の意向が反映され、各課の予算要求の拠り所となる予算編成方針的なものがあらかじめ示されていることが望ましい。また、その前提としては、部局の明確な目標設定とその実現のための計画策定が行われていることが必要である。

そのための一つの手段として、部局ごとの 戦略計画の策定が考えられる。戦略計画につ いての詳細な説明はここでは割愛するが、戦 略計画は、組織としてのミッション(存在意 義、使命 〉 ビジョン(目指す姿 〉 戦略目標 (3 年程度で達成すべき具体的目標)を設定 し、これらを実現するための手段を規定する ものである。この戦略計画が、部局としての 中長期的な目標、かつ、運営方針となり、単 年度でも予算編成にあたっての指針となるの である。

2)事業の優先順位付け

戦略計画により予算編成の方針が明らかになったとして、次に、それぞれの施策や事務事業への具体的な予算配分については、部局長は何を基準に判断を行えばよいのだろうか。いくら部局内の情報が得られやすいといっても、予算を組むに足るだけの情報が不可欠である。この情報を提供するのが、行政評価であり、さらにその結果を基にした事務事業の優先順位付けである。特に優先順位付けである。特に優先順位付けは、事業の取捨選択のための重要な判断材料を提供するものであり、部局内での行政評価会議等、部局長及び課長の関与の下で決定されて

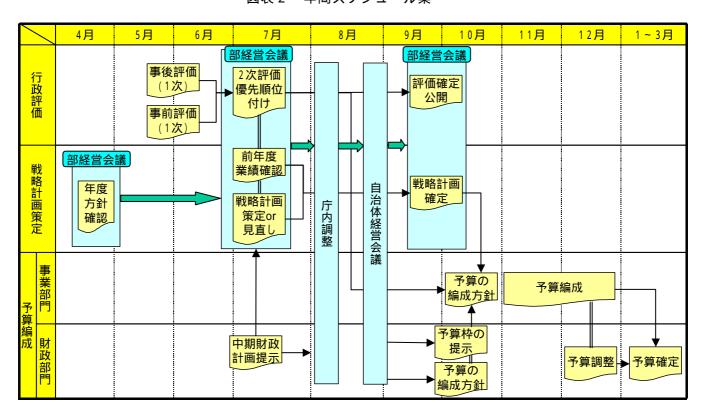
いることが必要である。この優先順位付けで 内外に対して的確に説明できるものができれ ば、後は原則としてこの結果をもとに予算配 分を行っていけばよいことになる。また、行 政評価という、ある程度客観的なデータに基 づく結果がもとになっているため、議員や市 民にも説明しやすいという利点もある。

このほか、各職員が自分の担当する事務事業を客観的に評価することに慣れることによって、過度な予算要求を行うことも少なくなると考えられ、その意味でも行政評価の果たす役割は大きい。

逆に、行政評価制度自体も、このように明確に予算の基礎資料として用いられることになると、真剣に取り組まざるを得なくなり、その一層の定着が図られるであろう。

3)年間スケジュール案

これら戦略計画、行政評価と枠配分方式の 一体的な運用について、年間スケジュールの 一例を示すと、図表2のとおりである。



図表 2 年間スケジュール案

4)推進体制の確立

しかしながら、せっかく上記のような仕組みを構築したとしても、中身を伴わず形だけの運用となっては、部局内での予算編成が本当の意味で機能しているとはいえない。上記の仕組みを回していくためには、何よりも記をしていくまた、部局長をはいかとう。場合によって、前提として、部局長をはじめとする管理職クラスの職員の意識改革、マネジメント能力向上が必須である。場合によっては、内外、老若を問わず、広く有能な人材を抜擢していくことも検討すべきであろう。

また、部局内での予算編成を機能させるための組織的な支援として、財政部門で査定経験のある職員を各部局内の予算担当部署に配置する等の措置も考えられる。この場合、より踏み込んだ形で従来の財政部門の役割の見直し、組織再編が必要となってくる。すなわ

ち、財政部門の役割は全庁的な管理調整に集 約し、最終的には企画部門との統合も視野に 入れるべきである。

5.おわりに

枠配分方式というと、財政運営を均衡させるためのツールのように捉えられがちであるが、むしろ行政サービスの向上にこそ目が向けられるべきである。すなわち、同一の経営資源を用いて、より大きな効果、住民満足度が得られるような施策展開を行うといり、VFM(バリューフォーマネー)の理念を実現するための手法である。そのためには、本稿で述べたように、枠配分方式をほかの制度とも有機的に連携させて、行政マネジメントシステムの中に意識的に位置付けることが肝要である。

筆者

今井 久志(いまい ひさし) 公共経営コンサルティング部 研究員